

東京都公報

発行
東京都

目次

101

条 例

- 東京都国民健康保険給付費等交付金条例……………（福祉保健局）…二
- 東京都国民健康保険事業費納付金条例……………（同）…三
- 東京都国民健康保険運営協議会条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 東京都国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 東京都心身障害者福祉センター条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- 東京都立産業貿易センター条例の一部を改正する条例……………（産業労働局）…七
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例……………（環境局）…八
- 東京都立公園条例の一部を改正する条例……………（建設局）…八
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例……………（東京都公安委員会）…九
- 東京都データクラブ営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…九
- 特定異性接客営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…九

条例のあらまし

●東京都国民健康保険給付費等交付金条例（条例第八五号）

- 一 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三一号）の施行による国民健康保険法（昭和三十三年法律第一九二号）の改正等に伴い、都が区市町村に交付する国民健康保険給付費等交付金に関して必要な事項を定めます。
- 二 この条例は、平成三〇年四月一日から施行します。

●東京都国民健康保険事業費納付金条例（条例第八六号）

- 一 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三一号）の施行による国民健康保険法（昭和三十三年法律第一九二号）の改正等に伴い、都が区市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金に関して必要な事項を定めます。
- 二 この条例は、平成三〇年四月一日から施行します。

●東京都国民健康保険運営協議会条例の一部を改正する条例（条例第八七号）

- 一 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三一号）の施行による国民健康保険法（昭和三十三年法律第一九二号）の改正等に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成三〇年四月一日から施行します。

●東京都国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第八八号）

- 一 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三一号）の施行による国民健康保険法（昭和三十三年法律第一九二号）の改正等に伴い、東京都国民健康保険財政安定化基金の貸付事業、交付事業等に係る規定を設けます。
- 二 この条例は、平成三〇年四月一日から施行します。

●東京都心身障害者福祉センター条例の一部を改正する条例（条例第八九号）

- 一 東京都心身障害者福祉センター多摩支所の移転に伴い、位置を改めます。

国立市富士見台二丁目一番地一

↓ 立川市曙町三丁目七番一〇号

二 この条例は、平成三〇年三月一二日から施行します。

●東京都立産業貿易センター条例の一部を改正する条例 (条例第九〇号)

一 東京都立産業貿易センター浜松町館の新設に伴い、利用料金に係る規定を設けるほか、所要の改正を行います。

(例) 東京都立産業貿易センター浜松町館の利用料金の上限額

展示室

一室一日につき 五八八、〇〇〇円

二 この条例は、東京都規則で定める日ほかから施行します。

●都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例 (条例第九一
号)

一 都市緑地法等の一部を改正する法律 (平成二九年法律第二六号) の施行による建築基準法 (昭和二五年法律第二〇一号) の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成三〇年四月一日から施行します。

●東京都立公園条例の一部を改正する条例 (条例第九二号)

一 都市緑地法等の一部を改正する法律 (平成二九年法律第二六号) の施行による都市公園法 (昭和三一年法律第七九号) の改正等を踏まえ、公募対象公園施設の使用料の額の最低額の上限を定めるほか、所要の改正を行います。

(例) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額の上限

土地

一平方メートル、一月 一〇、三五九円

二 この条例は、公布の日から施行します。

●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

(条例第九三号)

一 都市緑地法等の一部を改正する法律 (平成二九年法律第二六号) の施行による都市計画法 (昭和四三年法律第一〇〇号) の改正を踏まえ、風俗営業の営業所の設置を特に制限する地域等を改めます。

二 この条例は、平成三〇年四月一日から施行します。

●東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例 (条例第九四
号)

一 都市緑地法等の一部を改正する法律 (平成二九年法律第二六号) の施行による都市計画法 (昭和四三年法律第一〇〇号) の改正を踏まえ、デートクラブ営業に係る営業所の設置禁止区域等を改めます。

二 この条例は、平成三〇年四月一日から施行します。

●特定異性接客営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例 (条例第九五号)

一 都市緑地法等の一部を改正する法律 (平成二九年法律第二六号) の施行による都市計画法 (昭和四三年法律第一〇〇号) の改正を踏まえ、特定異性接客営業に係る営業所又は受付所の設置禁止区域等を改めます。

二 この条例は、平成三〇年四月一日から施行します。

条 例

東京都国民健康保険給付費等交付金条例を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第八十五号

東京都国民健康保険給付費等交付金条例

(趣旨)

第一条 この条例は、国民健康保険法 (昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」と

いう。)第七十五条の二第一項並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。)第六条第二項及び第三項の規定に基づき、国民健康保険給付費等交付金(以下「交付金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付金の種類)

第二条 交付金の種類は、普通交付金及び特別交付金とする。

(交付金の交付)

第三条 普通交付金は、算定政令第六条第二項に掲げる費用に応じ、毎年度、特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)に対し、東京都規則(以下「規則」という。)で定めるところにより交付する。

2 特別交付金は、次に掲げる額の合算額を、毎年度、区市町村に対し、規則で定めるところにより交付する。

一 算定政令第四条第三項の規定により、国が区市町村における災害その他特別の事情に応じて東京都(以下「都」という。)に交付する特別調整交付金の額のうち、当該区市町村の当該事情に応じて交付する額

二 法第七十二条第三項の規定により、国が区市町村の取組を支援するため交付する額のうち、当該区市町村の取組に応じて交付する額

三 法第七十二条の二第一項の規定により、毎年度都が一般会計から特別会計に繰り入れる額のうち、規則で定めるところにより、当該区市町村の交付に充てる額

四 法第七十二条の五第一項の規定により毎年度国が負担する特定健康診査等費用額(算定政令第四条の五第三項の規定による特定健康診査等費用額をいう。以下同じ。)の三分の一に相当する額と法第七十二条の五第二項の規定により毎年度都が一般会計から特別会計に繰り入れる特定健康診査等費用額の三分の一に相当する額との合算額のうち、当該区市町村の特定健康診査等費用額に応じて交付する額

(委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

1 この条例は、平成三十年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。
2 交付金の交付に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

東京都国民健康保険事業費納付金条例を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第八十六号

東京都国民健康保険事業費納付金条例

(総則)

第一条 東京都(以下「都」という。)が行う国民健康保険事業費納付金(以下「納付金」という。)の徴収については、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。)、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。)及び国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令(平成二十九年厚生労働省令第百十一号。以下「納付金等省令」という。)に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(用語の意義)

第二条 この条例で使用する用語の意義は、法及び算定政令で使用する用語の例による。

(納付金の徴収)

第三条 都は、年度ごとに特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)から納付金を徴収するに当たっては、あらかじめ、当該年度において当該区市町村が納付すべき納付金の額を算定し、東京都規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、当該区市町村に対して通知するものとする。

2 前項に規定する納付金の額は、算定政令、納付金等省令及びこの条例の規定により算定するものとする。

(医療費指数反映係数)

第四条 医療費指数反映係数は、各区市町村に係る一般納付金基礎額に当該区市町村に

係る年齢調整後医療費指数の多寡が反映されるよう、知事が定める数とする。

2 知事は、医療費指数反映係数を定めるに当たっては、各区市町村における保険料の急激な増加が抑制されるよう配慮するものとする。

(年齢調整後医療費指数)

第五条 年齢調整後医療費指数は、各区市町村につき、当該区市町村に係る算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第九条第四項第一号に掲げる値とする。

(一般納付金所得係数)

第六条 一般納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

一 都に係る算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第九条第五項第一号に掲げる額

二 算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第九条第五項第二号に掲げる額

(一般納付金所得等割合)

第七条 一般納付金所得等割合は、各区市町村につき、当該区市町村に係る算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第一号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者数等割合)

第八条 一般納付金被保険者数等割合は、各区市町村につき、当該区市町村に係る算定政令第九条第七項第一号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金所得係数)

第九条 後期高齢者支援金等納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

一 都に係る算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第十条第三項第一号に掲げる額

二 算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第十条第三項第二号に掲げる額

(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)

第十条 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各区市町村につき、当該区市町村に

係る算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第一号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合)

第十一条 後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、各区市町村につき、当該区市町村に係る算定政令第十条第五項第一号に掲げる数とする。

(介護納付金納付金所得係数)

第十二条 介護納付金納付金所得係数は、都に係る算定政令第十一条第三項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

(介護納付金納付金所得等割合)

第十三条 介護納付金納付金所得等割合は、各区市町村につき、当該区市町村に係る算定政令第十一条第四項第一号に掲げる数とする。

(介護納付金賦課被保険者数等割合)

第十四条 介護納付金賦課被保険者数等割合は、各区市町村につき、当該区市町村に係る算定政令第十一条第五項第一号に掲げる数とする。

(委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、納付金の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成三十年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 納付金の徴収に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

東京都国民健康保険運営協議会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第八十七号

東京都国民健康保険運営協議会条例の一部を改正する条例

東京都国民健康保険運営協議会条例(平成二十九年東京都条例第二十二号)の一部を

次のように改正する。

第一条中「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十一号)附則第九条」を「国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第十一条第一項」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条から第八条までを一条ずつ繰り上げる。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

東京都国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第八十八号

東京都国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

東京都国民健康保険財政安定化基金条例(平成二十八年東京都条例第一号)の一部を

次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 貸付事業(第六条―第九条)

第三章 交付事業(第十条―第十二条)

第四章 基金の取崩し(第十三条・第十四条)

第五章 雑則(第十五条)

附則

第一章 総則

第一条中「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十一号)附則第六条第一項」を「国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。)第八十一条の二第一項」に改める。第二条を次のように改める。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、法第八十一条の二第三項及び第六項に規定するところにより、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。)第二十一条の規定による繰入金額と算定政令第二十二条第二項の規定により算定した特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)から徴収する財政安定化基金拠出金(以下「拠出金」という。)の総額の三倍に相当する額との合算額を標準とし、予算で定める。

2 前項の拠出金を徴収する場合における基金への積立ては、区市町村が拠出金を納付する年度において行うものとする。

第五条中「第一条の目的を達成するため」を「法第八十一条の二第一項第一号に掲げる事業に係る貸付金の貸付け、同項第二号に掲げる事業に係る交付金の交付及び同条第二項の規定による取崩しを行う場合に限り」に改める。

第六条を第十五条とし、第五条の次に次の三章及び章名を加える。

第二章 貸付事業

(貸付けの要件及び額)

第六条 知事は、法第八十一条の二第九項第一号の規定による収納不足区市町村に対し、算定政令第十四条第二項及び第三項の規定により算定した額の範囲内の額を貸し付けるものとする。

(償還方法)

第七条 前条の貸付けを受けた区市町村は、借入総額について、当該借入れを行った年度の翌々年度の初日から当該日の属する年の二年後の年の四月一日の属する年度の末日(以下「償還期限」という。)までに償還するものとする。ただし、次条の規定により償還期限が延期された場合又は区市町村が第九条に規定する繰上償還を行う場合は、この限りでない。

(償還期限の延期)

第八条 知事は、区市町村に対し、災害その他特別の事情により償還に要する費用に充てる財源の確保が著しく困難であると認める場合は、貸付けを行った年度の初日の属する年の七年後の年の四月一日の属する年度の末日までの期間の範囲内で貸付金の償

還期限を延期することができる。

(繰上償還)

第九条 知事は、貸付けを受けた区市町村が知事の定める貸付条件に従わなかった場合は、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

2 貸付けを受けた区市町村は、第七条本文の規定にかかわらず、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

第三章 交付事業

(交付の要件及び額)

第十条 知事は、法第八十一条の二第九項第二号に規定する基金事業対象保険料収納額が同項第三号に規定する基金事業対象保険料必要額に不足することにつき次に掲げる特別の事情があると認めると認める区市町村に対し、算定政令第十七条第二項及び第三項の規定により算定した額を交付するものとする。

一 国民健康保険の被保険者の大多数が災害により著しい損害を受けたこと。

二 企業の倒産や主要な生産物の価格の著しい低下など地域の産業に特別の事情が生じたこと。

三 前二号に類する国民健康保険の被保険者の生活に影響を与える事情が生じたこと。
(拠出金)

第十一条 各年度において知事が法第八十一条の二第四項の規定により区市町村に対して納付を求める拠出金の総額については、算定政令第二十二條第二項の規定により知事が定める額とする。

2 前項の拠出金は、前条の規定による交付を受けた当該区市町村が負担するものとする。

3 知事は、第一項の規定により区市町村の拠出金の額を算定した場合には、当該区市町村に対して拠出金の額及び拠出期限その他必要な事項を通知しなければならない。

(徴収方法及び徴収期限の延期)

第十二条 知事は、前条第一項の規定により算定した拠出金を、第十条の規定による交付を行った年度の翌々年度に徴収するものとする。ただし、当該年度に徴収することが困難であると認められる場合は、徴収期限を延期することができる。

第四章 基金の取崩し

(取崩しの要件及び額)

第十三条 知事は、法第八十一条の二第二項に該当する場合、算定政令第十八條第二項の規定により算定した額の範囲内で基金を取り崩すものとする。

(繰入方法及び繰入期限の延期)

第十四条 前条の規定により基金を取り崩した場合は、その取り崩した総額について、当該取崩しを行った年度の翌々年度の初日から当該日の属する年の二年後の年の四月一日の属する年度の末日(以下「繰入期限」という。)までに基金に繰り入れるものとする。ただし、災害その他特別の事情により繰入れに要する費用に充てる財源の確保が著しく困難であることにつきやむを得ない理由がある場合は、当該取崩しを行った年度の初日の属する年の七年後の年の四月一日の属する年度の末日までの期間の範囲内で繰入期限を延期することができる。

第五章 雑則

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(処分の特例)

2 知事は、平成三十年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間、第五条の規定にかかわらず、算定政令附則第十九條に規定する特例事業に係る交付金の交付を行う場合につき、その一部を処分することができる。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

東京都心身障害者福祉センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第八十九号

東京都心身障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

東京都心身障害者福祉センター条例(昭和四十三年東京都条例第十七号)の一部を次

のように改正する。
 第一条第四項中「東京都国立市富士見台二丁目一番地一」を「東京都立川市曙町三丁目七番十号」に改める。

附則

この条例は、平成三十年三月十二日から施行する。

東京都立産業貿易センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第九十号

東京都立産業貿易センター条例の一部を改正する条例

東京都立産業貿易センター条例（昭和五十八年東京都条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の表を次のように改める。

名	称	位	置
東京都立産業貿易センター	浜松町館（以下「浜松町館」という。）	東京都港区海岸二丁目七番一号	
東京都立産業貿易センター	台東館（以下「台東館」という。）	東京都台東区花川戸二丁目六番五号	

第四条の表を次のように改める。

区分	施設
浜松町館	展示室 会議室
台東館	展示室 会議室

第六条第一項を次のように改める。

センターの施設の開場時間は、次のとおりとする。

区分	開場時間
浜松町館	午前九時から午後九時まで

台東館 午前九時から午後五時まで

第十七条第二項第四号中「関係法令」を「中小企業基本法（昭和三十八年法律第五百十四号）その他の関係法令」に改める。

第二十条第一項第一号中「関係法令」を「中小企業基本法その他の関係法令」に改める。

別表第一備考中「休日に」の下に「浜松町館又は」を、「その日は、」の下に「当該浜松町館又は」を加える。

別表第二備考以外の部分を次のように改める。

区分	施設及び附帯設備	利	用	料	金
浜松町館	一 施設	一室一日につき		五八八、〇〇〇円	
	1 展示室	一室一日につき		九四、四〇〇円	
	2 会議室	一室一日につき		九〇円	
	二 附帯設備	一個一日につき		八〇円	
	1 展示台	一個一日につき		六五円	
台東館	1 施設	一室一日につき		三二二、八〇〇円	
	2 展示室	一室一日につき		一四、〇〇〇円	
	二 附帯設備	一個一日につき		九〇円	
	1 展示台	一個一日につき		八〇円	
	2 商談機	一個一日につき		六五円	
台東館	3 商談機	一個一日につき		六五円	
	4 放送設備	一式一日につき		一、五〇〇円	
	5 高所作業台	一台一日につき		四、五〇〇円	
	4 放送設備	一式一日につき		一、五〇〇円	
	3 商談機	一個一日につき		六五円	

別表第二備考一中「一日」とは、「」の下に「浜松町館にあつては午前九時から午後九時まで、台東館にあつては」を、「額は」の下に「、浜松町館の展示室にあつては一室一時間につき一万四千五百円、浜松町館の会議室にあつては一室一時間につき二千三百二十円」を、「三百七十円、」の下に「浜松町館及び台東館の」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、東京都規則で定める日から施行する。ただし、第十七条及び第二十条の改正規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な指定管理者の指定及びこの条例による改正後の東京都立産業貿易センター条例別表第二浜松町館の項の規定による施設等の使用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第九十一号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第七十八条中「第四十八条第十一項ただし書及び同条第十二項ただし書」を「第四十八条第十二項ただし書及び同条第十三項ただし書」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

東京都立公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第九十二号

東京都立公園条例の一部を改正する条例

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）の一部を次のように改正する。

第三条の三中「十平方メートル」の下に「（当該区域内に都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第五十五条第一項若しくは第二項の規定による市民緑地契約又は同法第六十三条に規定する認定計画に係る市民緑地（以下この条において単に「市民緑地」という。）が存するときは、十平方メートルから当該市民緑地の住民一人当たりの敷地面積を控除して得た面積）」を、「五平方メートル」の下に「（当該市街地に市民緑地が存するときは、五平方メートルから当該市民緑地の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積を控除して得た面積）」を加える。

第三条の六第二項中「昭和三十一年政令第二百九十号」の下に「。以下「政令」という。」を加え、「掲げる」を「規定する」に改め、同条第四項及び第五項中「及び」を「又は」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三条の七 法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、省令第三条の三に規定する公募対象公園施設である建築物（前条に規定する建築物を除く。）に限り、都市公園の敷地面積の百分の十（前条第二項に規定する建築物に係る建築面積の敷地面積に対する割合を含む。）を限度として第三条の五又は前条第四項若しくは第五項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

（公園施設に関する制限）
 第三条の八 政令第八条第一項に規定する一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する条例で定める割合は、百分の五十とする。
 第九条の見出し中「または」を「又は」に改め、同条第一項中「または」を「又は」に改め、「管理する者」の下に「（認定計画提出者（法第五条の六第一項に規定する認定計画提出者をいう。第三項において同じ。）を除く。）」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 法第五条の二第四項の条例で定める公募対象公園施設の使用料の額の最低額について

ては、別表第三に定める額を上限とし、東京都規則で定める額とする。

3 認定計画提出者からは、法第五条の七第三項に規定する使用料の額を徴収する。

第二十五条の三中「第五条の三」を「第五条の十一」に改める。

第二十八条中「または」を「又は」に、「第七条各号に掲げるもの」を「第七条第一項各号に掲げる工作物その他の物件若しくは施設又は同条第二項に規定する社会福祉施設」に改める。

別表第四中「都市公園占用保育所等施設設置事業に係る保育所等施設」を「保育所その他の社会福祉施設」に、

都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第百九十号) 第七号各号に掲げる施設等	一平方メートル、一月	八百八十八円
---	------------	--------

を

都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第百九十号) 第七号各号に掲げる施設等	一平方メートル、一月	八百八十八円
利便増進施設	一平方メートル、一月	八百八十八円

に改める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都立公園条例第三条の七の規定中「第三条の三」とあるのは、平成三十年三月三十一日までの間は、「第三条の二」とする。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第九十三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年東京都条例第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「準住居地域」の下に、「田園住居地域」を加える。

第三条第一項第一号中「及び準住居地域」を「準住居地域及び田園住居地域」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

東京都デイトクラブ営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第九十四号

東京都デイトクラブ営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例

東京都デイトクラブ営業等の規制に関する条例(平成九年東京都条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「及び準住居地域」を「準住居地域及び田園住居地域」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

特定異性接客営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第九十五号

特定異性接客営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例

特定異性接客営業等の規制に関する条例(平成二十九年東京都条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「及び準住居地域」を「準住居地域及び田園住居地域」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

発行所
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001

